

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値を向上させていくためには、経営の透明性・健全性を一層高め、コーポレート・ガバナンスが有効に機能し、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制と株主重視の公正な経営システムの構築・運用が重要であるとの認識のもと、経営の更なる効率化、意思決定の迅速化、経営の業務監督機能の強化とコンプライアンス経営の実現に向けて取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】[更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
イオン株式会社	21,140,097	66.61
株式会社百五銀行	662,300	2.08
株式会社ウメモト	636,000	2.00
株式会社第三銀行	631,937	1.99
三菱食品株式会社	596,622	1.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	385,000	1.21
マックスバリュ中部取引先持株会	349,468	1.10
竹内晶子	325,400	1.02
加藤産業株式会社	300,000	0.94
マックスバリュ中部従業員持株会	270,125	0.85

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

イオン株式会社 (上場:東京) (コード) 8267

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 第二部
決算期	2月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、純粹持株会社イオン株式会社を中心とする企業集団に属しており、親会社のイオン株式会社は、当社株式の66.61%を所有しております。当社を含む同社グループ内での取引に関しては、同社グループの総合力強化を意識しながら、当社の事業活動に必要な財・サービスなどの取引が同社グループ内において可能な場合は、一般的の市場取引と同様に交渉の上、決定しております。

同社及び同社グループ内の各社と取引を行う際には、当社の企業価値向上、当社株主全体の利益の最大化を図るべく決定することとしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

(当社の親会社からの独立性確保に関して)

当該親会社からの独立性確保として、親会社と親会社以外の株主の利益が実質的に相反するおそれのある親会社との取引及び競業取引等の施策を実施する場合は、取締役会に付議の上、決定することとしております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	更新 2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	更新 2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
高島健一	他の会社の出身者										
羽石清美	公認会計士										

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高島健一	○	—	企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有し、当社の経営及びコーポレート・ガバナンスの強化のため。また、当社の親会社や一般株主と利益相反が生じる恐れもなく、その独立性・専門性が一般株主保護に寄与するものと考えられるため、独立役員に指定しております。
羽石清美	○	—	公認会計士、税理士の資格を有しており、豊富な専門知識と経験を当社のグループ経営に反映していただくため、社外取締役として選任しております。また、証券取引所の指定する条件及び実態面からみて一般株主と利益相反が生じる恐れがなく、十分な独立性が確保されてい

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査契約を締結しております会計監査人の有限責任監査法人トーマツより、監査計画の概要について報告会が開催され、期中の監査時における意見交換はもとより、会計監査人の監査報告書の提出に当たっては、監査内容の確認のため、定例的に報告会が行われております。また、会計監査人による取締役への監査結果の報告会に際しても立会い、会計監査人からの指摘事項の確認がなされております。

内部監査部門との連携については、内部監査部門である「監査部」と連携し、効果的かつ効率的な三様監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

[更新](#)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山崎 猛	他の会社の出身者			△	△									
清水良寛	弁護士													
井上義信	他の会社の出身者			△	△									

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

[更新](#)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山崎 猛		親会社及び親会社の関連会社での職務経験、親会社の関連会社での役員経験	親会社による職務経験、親会社の関連会社での役員経験
			弁護士としての専門的知識、経験等を持たれており、客観的な立場で、適切な監査を

清水良対	○	—	していただけの方であり、当社の社外監査役として適任であると考えております。また、当社の親会社や一般株主と利益相反が生じる恐れもなく、その独立性・専門性が一般株主保護に寄与するものと考えられるため、独立役員に指定しております。
井上義信		親会社及び親会社の関連会社での職務経験、親会社の関連会社での役員経験	親会社による職務経験、親会社の関連会社での役員経験

【独立役員関係】

独立役員の人数 [更新](#)

3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績運動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬については、原則として、当社の経営戦略及び業績と連動し、経営戦略遂行を強く動機付けできる報酬制度としており、企業価値増大に貢献するものと考えております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役

該当項目に関する補足説明

監査役に対する報酬は、その独立性を確保するため、業績運動型報酬や株式報酬型ストックオプションを採用しておりません。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

2016年2月期中に取締役に支払った報酬額は、取締役9名に対し138,524千円であります。報酬額には、2016年4月13日開催の取締役会決議により、2016年5月10日に株式報酬型ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の役員業績報酬引当金繰入額(取締役6名17,351千円)を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 [更新](#)

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の報酬等につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、役職、業績等を勘案して決定しております。
監査役の報酬につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査役会の協議を経て決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役(社外監査役)を補佐する担当は特段定めておりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

取締役会は男性7名、女性1名の計8名の取締役で構成され、うち3名が社外取締役となっております。取締役会は月1回以上開催し、法令、定款及び取締役会規程の定めにより、会社の経営方針や業務執行上の重要事項を決議し、取締役の職務執行の監督、並びに取締役会が任命した執行役員の業務執行状況を管理、監督、指導しております。

その他、経営に関わる会議体として、常勤取締役・常勤監査役をはじめ、各本部長、部長を構成メンバーとして、経営会議、新店活性化投資検討会、開発会議、予算会議等を設置し、業務執行の効率化、迅速化及び適正化を図る体制を構築しております。

監査役監査については、監査役会が定めた監査方針に基づき、会社の重要な会議に出席するとともに、毎月1回監査役会を開催しております。監査役は、取締役及び部署長との面談を行うとともに、会社の重要な会議に出席した内容等をもとに協議し、情報の共有を図っております。

会計監査については、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、年間監査計画に従って法定監査の他、会計上の課題について適時に確認を行い、適正な処理を行っております。

当社は社外取締役2名及び社外監査役1名との間で、会社法第427条第1項の定めに基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基く賠償責任の限度額は同法第423条第1項に定める額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役会は、重要な経営事項に対する適切な意思決定および判断を行なうため、社内の事情に精通した取締役6名及び社外取締役2名で構成しております。また、監査役4名(うち社外監査役3名)があり、取締役の業務執行の状況を客観的な立場から監視しております。

社外取締役2名及び社外監査役3名のうち1名は独立役員として、他業界の豊富な経験と幅広い見識、社外の立場からの助言・提言を適宜行なっており、取締役の監視機能の面では充分に機能する体制が整っていると考えております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

		補足説明
集中日を回避した株主総会の設定		当社は、当社株式の流通の活性化と当社の店頭顧客を中心とした「お客さま株主」の拡大を図っており、多くの株主様にご出席いただけるよう、集中日を避ける日程にて株主総会を開催しております。
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・当社ホームページに株主総会招集通知の電子データを掲載しております。 ・株主総会では事業報告VTRを活用し、株主総会での報告事項を分かりやすく説明しております。 ・また、2015年12月には、株主さまとの対話を通じて、広くご意見をお聴きし、経営に反映させることを目的として「株主さま懇談会」を開催しました。

2. IRに関する活動状況 更新

		補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催		IR担当により、グループ会社の株主、個人投資家向けの説明会を適宜開催しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催		アナリストや機関投資家向けのグループ合同会社説明会に年2回程度参加しております。	あり
IR資料のホームページ掲載		当社ホームページにて、四半期毎の決算短信や、半期毎の報告書「株主通信」の他、月次の売上状況についても掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置		総合企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

		補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定		当社は、「お客さまを原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献する」というイオン各社共通の理念と、「お客様」「地域社会」「お取引先様」「株主様」「働く仲間」という5つの「社会」の「お役に立つ」ことが喜びであるとする『私達の理念』を経営理念として掲げ、事業活動に取り組んでおります。 これらの理念に基づき、2003年7月、イオン株式会社が、関わりをもつすべての人々に対し取るべき行動を示した『イオン行動規範』を制定し、お客さまはもちろん、地域社会やお取引先、株主の皆様との強固な信頼関係を築くための判断基準としてグループ各社で共有しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施		当社は、スーパーマーケットを営む上で、「地域社会への貢献」「環境負荷の軽減」といった企業市民としての責務を果たしつつ成長・発展をし続けるため、企業活動を「経済性」「社会性」「環境性」という3つの側面から見直し、継続的改善に努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定		重要な会社情報については、取締役会に付議・公告を行った上、金融商品取引法をはじめとする関係法令、規則、ガイドライン等に基づく開示判断を行い、情報取扱責任者がTDnetにより名古屋証券取引所に適時開示を行っております。同時に、報道機関への資料配布、当社ホームページへの情報掲載などを行っております。また情報開示に至るまでの内部情報につきましては、社内規程「内部情報管理および内部者取引規制に関する規程」に基づき、厳重な情報管理を行っております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び従業員の職務の執行が法令・定款に適合し、かつ企業倫理観の向上を図るために次のコンプライアンス体制を構築します。

(1)「イオン行動規範」及び「私達の理念」を全ての行動の原点とし、さらにこれを全従業員に対し研修を通して浸透してまいります。

(2)「内部統制推進委員会」を定期的に開催し、内部統制の体制の構築・推進についての審議・検討を行います。又、内部統制推進委員会ではあわせてコンプライアンス体制の監視・統制をしてまいります。

(3)「イオン行動規範110番」(内部通報制度)を活用し、違反行為を早期に発見し、是正してまいります。

(4)財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係わる各種規程・マニュアル・手順書の整備を進めるとともに、財務・経理関係の組織・体制の強化を進め、さらにその関係及び本部内各部署の内部監査を強化・充実してまいります。

(5)当社は社会秩序や健全な企業活動を阻害するおそれのある反社会的勢力との一切の関係を遮断し、又、反社会的勢力との接触を未然に回避するとともに、万一それらの勢力からの不当な要求を受けた場合には、警察・弁護士等の外部関連機関と連携し、組織全体として毅然とした態度で法的手段を含めた対応をします。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、稟議決裁申請書、通常決裁申請書等、取締役の職務の遂行に係る文書(電磁的記録を含む)は、これに関連する資料とともに「文書管理規程」その他関連規程に従い保管します。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」「リスク評価規程」に基づき、個々のリスク(経営戦略、業務運営、環境、災害等のリスク)の責任及び対応部署を定めるとともに、企業集団としてリスクを統括的に管理する体制を確保します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「組織規程」、「職務責任権限規程」、「会議規程」等の社内規程を遵守し取締役の職務執行の効率性を確保してまいります。

又、取締役会を始めとする会議での決定事項は代表取締役社長の指揮の下、担当取締役、執行役員及び各部門長等の責任において、迅速・効率的に遂行します。

5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イオン株式会社からの監査を受入れるとともに、企業集団としての業務の遵法性、適正性と効率性の確認をするため、内部監査部門のさらなる充実と監査体制の強化を図り、包括的な内部監査を行う体制を整えます。

又、当社グループの取締役が出席する会議を定期的に開催し、子会社においても重要な事象が発生しない様、報告が行われる体制を整えます。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する体制並びにその使用者の取締役からの独立性及び指示の実効性の確保に関する体制

監査役より、その職務を補助すべき使用者の配置を求められた場合は、当社の使用者から補助者を任命するものとします。当該使用者の異動等については、監査役会の同意を得るものとします。また、当該使用者は業務執行に係る役職を兼務せず、取締役の指揮命令に服さないものとし、監査役が独立性を確保します。

7. 当社の取締役及び使用者並びに子会社の取締役等から当社の監査役への報告を確保するための体制

当社の取締役及び使用者並びに、当社グループ子会社の取締役、監査役、使用者又はこれらの者から報告を受けた者より、当社グループに著しい損害を与える事項が発生、又は発生するおそれのあるとき、違法又は不正な行為、その他の事業運営上の重要事項を適時、適切な方法により当社の監査役へ直接報告できる体制を整えます。また、当社の監査役への通報を理由に不利な取り扱いを行うことを禁止し、当社グループの取締役及び使用者に周知徹底します。

8. 取締役及び使用者が行う監査役会に対する報告を行うための体制

取締役及び従業員が行う監査役会に対する報告は、法令の規定事項の他、次の事項とします。

(1)当社及び子会社の取締役及び従業員が法令又は定款に違反する行為をし、又は、これらの行為を行おうおそれがあると考えられるときは、その事実又は状況。

(2)当社及び子会社の業務・財務に重大な影響、損害を及ぼす恐れがある事実を発見したときは、当該事実に関する事項。

(3)当社及び子会社に影響を及ぼす重要事項に関する決定。

(4)当社及び子会社の業績及び業績見込みの重要事項開示内容。

(5)内部監査部門の責任者は、内部監査の実施状況又は、業務遂行の状況及び企業集団としての内部統制に関する活動状況。

(6)監査役会から業務執行に関する事項の報告を求められた取締役及び従業員は、速やかに当該事項につき報告を行う。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する体制

監査役が職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、当該監査役の職務に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

10. 監査役の監査が実効的に行われるることを確保するための体制

監査役の監査が実効的に行われるることを確保するため「監査役監査基準」に則って監査を行うことにより、監査の実効性を確保します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

前項の基本方針の1-(5)におきまして、下記事項を定めております。

(5)当社は社会秩序や健全な企業活動を阻害するおそれのある反社会的勢力との一切の関係を遮断し、又、反社会的勢力との接触を未然に回避するとともに、万一それらの勢力からの不当な要求を受けた場合には、警察・弁護士等の外部関連機関と連携し、組織全体として毅然とした態度で法的手段を含めた対応をします。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

買収防衛策は、現在のところ導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実に向け、内部統制システムの整備・運用の充実や情報開示の早期化、管理体制の強化等に努めます。